

【概要】「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成 28 年 5 月
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 改正の概要

「電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第 4 号。以下「電技解釈」という。）」について、以下の改正を行う。

(1) 低圧の配線に使用可能な絶縁電線の種類の追加について

- 低圧の配線に使用可能な絶縁電線として、これまで、引込用ビニル絶縁電線（以下「DV 電線」という。）を規定していた。
- 今般、日本電気技術規格委員会（以下「JESC」という。）において、引込用ポリエチレン絶縁電線（以下「DE 電線」という。）についても、DV 電線と同等の安全が確保されると判断されたことを踏まえ、DV 電線について規定している電技解釈第 65 条【低高圧架空電線路に使用する電線】、第 110 条【低圧屋側電線路の施設】、第 157 条【がいし引き工事】、第 179 条【トンネル等の電気設備の施設】、第 180 条【臨時配線の施設】、第 185 条【放電灯の施設】について、DE 電線に係る規程を追加する。

(2) 地中電線相互の離隔距離について

- 地中電線は、故障時に、放電によって他の構造物が損傷しないよう、電線相互について所要の離隔距離を取ることとしている。
- 今般、JESC において、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）」に基づく難燃性試験に適合する被覆等の耐燃措置を施した地中電線は、電線相互の離隔距離が 0.1m 以上であれば、安全が確保されると判断されたことを踏まえ、電技解釈第 125 条【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】において、当該離隔距離に係る規程を追加する。

(3) 電技解釈で引用している JESC 規格の最新版への更新について

- 電技解釈で引用している以下の JESC 規格について、保安水準に影響を与えない項目の改正が行われたことを踏まえ、最新版への更新を行う。

該当条文	引用規格
第 15 条【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】	JESC E7001
第 16 条【機械器具等の電路の絶縁性能】	JESC E7001
第 20 条【電気機械器具の熱的強度】	JESC E7002
第 29 条【機械器具の金属製外箱等の接地】	JESC E2019
第 37 条【避雷器等の施設】	JESC E2018